

金融庁総務企画局市場課市場機能強化室 御中

一般社団法人 信託協会

「平成 26 年金融商品取引法等改正(1 年以内施行)等に係る政令・内閣府令案等」に関する意見について

標記につきまして、下記のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

該当法令・条文	意見等
金融商品取引業等に関する内閣府令改正案 第 76 条第 3 号、 第 82 条第 15 号	<ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引業等に関する内閣府令改正案において、金融商品取引法第 37 条第 1 項第 3 号及び金融商品取引法施行令第 16 条第 1 項第 7 号並びに金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項第 7 号に基づき、第 76 条第 3 号及び第 82 条第 15 号が追加されている。 ・具体的には、「顧客の判断に影響を及ぼす重要事項」として、「当該金融商品取引業者等が金融商品取引業協会（当該金融商品取引業者等が行う業務を行う者を主要な協会員又は会員とするものに限る。）に加入していない場合にあっては、その旨」との規定が追加されている。 ・この点、例えば、第一種金融商品取引業と第二種金融商品取引業を営む金融商品取引業者等が日本証券業協会の会員である場合であって、一般社団法人第二種金融商品取引業協会の会員ではないとき、当該金融商品取引業者等は、未加入協会が対象としている業務（即ち、一般社団法人第二種金融商品取引業協会であれば第二種金融商品取引業）に係る広告等及び契約締結前交付書面についてのみ、一般社団法人第二種金融商品取引業協会に未加入である旨記載すれば良いとの理解で良いか。即ち、例えば、投資信託に係る広告等及び契約締結前交付書面について、一般社団法人第二種金融商品取引業協会に未加入である旨の記載は求められないとの理解でよいか。 ・なお、上記理解のとおりであるとしても、広告等及び契約締結前交付書面の記載の変更には、相応の準備期間として、少なくとも 6 ヶ月程度の経過措置期間が必要であると考えている点、念のため申し添える。

以 上